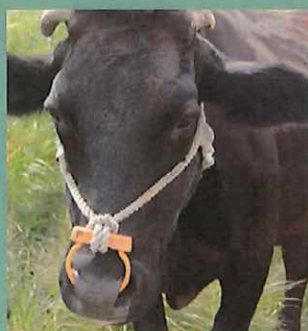


あなたに病気を
移さないために
別々に住みます



ネコやイヌ等の愛玩動物について、
畜舎への持ち込み及び飼育が
禁止されました。

令和2年10月1日から新たな飼養衛生管理基準が施行されました。

連絡先

○三町ネコ対策協議会 天城町 TEL.0997-85-3111 徳之島町 TEL.0997-82-1111 伊仙町 TEL.0997-86-3111

○鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所 TEL.0997-83-0074

ネコやイヌ等の愛玩動物について、 畜舎への持ち込み及び飼育が禁止されました。

令和2年10月1日から(一部除く)新たな飼養衛生管理基準(牛)が施行されます

背景

国内外での家畜伝染病の流行を踏まえ、
全畜種の衛生管理の強化を図るため、
基準が見直されました

主な変更点

- 家畜の所有者が衛生管理に責任を持つことを明記
- 伝染病を農場へ「いれない」「区域内で拡げない」「持ち出さない」の3体系に分類して基準を新設
- 罰則の強化

Q1

どうして愛玩動物が
飼えないの？

A

ネコやイヌなどの愛玩動物は、衛生管理区域の内外を行き来します。家畜(牛、豚、山羊、鶏など)に直接接触したり、与えている水を一緒に飲むこと等によって、病原体を広げる可能性があるため、家畜伝染病予防法(うち、飼養衛生管理基準)により、10月1日から衛生管理区域での飼育が禁止されました。

Q3

現在飼育している
ネコやイヌ等について、
どうすればよいですか？

A

イヌは、衛生管理区域から離れた所(農場から離れたところ)で、繋いで飼育してください。ネコは、島内3町の条例(飼い猫の適性な飼養及び管理に関する条例)を踏まえ、室内で飼育するように努めてください。また、やむを得ず屋外で放し飼いする場合、不妊化去勢手術を必ず受けさせてください。

Q2

衛生管理区域とは…

A

牛や豚などの農場において、部外者の立入を制限したり、出入口で消毒することで病原体が家畜へ感染するリスクを低減するために設定する区域のことです。

一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び堆肥場等を含む区域が衛生管理区域になります。農場によって畜舎や自宅等の位置関係が様々であるため、相談の際は、鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所(TEL:0997-83-0074)へご連絡ください。

Q4

ノラネコが畜舎に
来ます。どうすれば
よいですか？

A

ノラネコの餌となるものを極力減らし、ネコやネズミ等の動物が隠れる場所を減らしてください。また、ネコの餌となるネズミや小鳥等が集まらないように、飼料の貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用し、給餌場所の小まめな清掃を行ってください。ネコやネズミ等が隠れる場所を無くすため、不要な資材の処分及び衛生管理区域の除草等を行ってください。人馴れしているネコも餌を与えなければ、農場に住みつかなくなっていくます。(また、増えてしまったノラネコに関しましては、役場の担当課にご相談ください。)

Q5

ネズミ除けにネコを
畜舎で飼育しています。
どうすればよいですか？

A

上記のとおり、法律の改定により、衛生管理区域内でのネコの飼育はできません。

併せて、ネズミ(及び害虫)の駆除に関しては、畜舎の管理者が粘着シートの設置等により必要な措置をとることとなりました。

※ネズミは、サルモネラ感染症を媒介します。ネコやイヌがサルモネラ菌に感染したネズミを捕食する等して感染すると、ネコやイヌから人間や家畜にも感染する可能性があります。



連絡先

○三町ネコ対策協議会 天城町 TEL.0997-85-3111 徳之島町 TEL.0997-82-1111 伊仙町 TEL.0997-86-3111

○鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所 TEL.0997-83-0074